

特別史跡安土城跡の構成要素とその保存管理

構成要素とその種別		保存管理の方針	保存管理の方法	遺構集中地区							遺構分散地区	旧内湖隣接地区		内堀・城下町・下街道接点地区
				主郭地区	大手道周辺地区	搦手道周辺地区	百々橋口道周辺地区	東門口道周辺地区	七曲道周辺地区	きぬがさ城東自治区		北原自治区		
本質的価値を構成する諸要素	安土城そのものを構成する諸要素	造成地形・縄張	維持管理を主体とする	造成地形・縄張										
		城郭を構成する歴史的建造物	適切な維持管理を主体として現存遺構を厳正に保存管理する					摠見寺三重塔・二王門						
		城郭遺構(石垣・建物礎石等)	<ul style="list-style-type: none"> 現状遺構を厳正に保存・管理する 公開エリアの破損箇所や危険箇所は計画的に復旧もしくは撤去する 各種現状変更には事前の確認調査等により遺構の保存を大前提とする 確認された地下遺構については顕在化策を講ずる 学術調査は専門家の助言のもと適正な範囲で行う 	【石垣】 <ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検により現状を把握して、破損等の早期発見に努め、発見した場合は、速やかに適切な修理を行う。 石垣に生える草木は定期的に除伐する 【建物礎石】 <ul style="list-style-type: none"> 遺構面の流出が著しいものは補修する 【石段】 <ul style="list-style-type: none"> 適切な維持管理を行う 【堀】 <ul style="list-style-type: none"> 整備について検討する 	天主穴蔵・伝本丸跡・本丸取付台・伝三ノ丸跡・伝台所跡・煙硝蔵跡・伝長谷川邸跡・伝二の丸東溜まり・伝二の丸下帯郭・伝黒金門跡・主郭南面通路・八角平・仏足石・石垣石材	大手口周辺・大手口～百々橋口南面山裾部・大手道・伝羽柴秀吉邸跡上下段郭・伝前田利家邸跡・伝武井夕庵邸跡・伝織田信忠邸跡・蓮池周辺郭群	搦手道・搦手道周辺郭	摠見寺跡・百々橋口道・百々橋口道周辺郭	東門口道・東門口道周辺郭	七曲道・七曲道周辺郭・八角平西方山麓郭群	薬師平および周辺郭群・小山田南郭群	大手前内堀跡・蓮池周辺郭群・北腰越南面地区・搦手口・城下町家臣団屋敷等・下街道跡・蓮池		
	が廃城保存後、摠見寺により安土城跡	墓碑等	価値の維持、顕在化を図る	伝二の丸信長御廟・伝長谷川邸跡織田家墓所	徳富蘇峰「安土城跡」石碑・徳富蘇峰詩碑・摠見寺墓所									
	建造物等	現状維持を原則とする	定期的な点検等を実施し、破損や劣化が確認された場合は、修理計画等を立案し、小修理、解体修理等必要な措置を講ずる		摠見寺仮本堂・安政石垣							百々橋・蓮池橋		
土地所有区分				民有地							民有地・滋賀県・東近江市	民有地・近江八幡市	民有地・滋賀県・近江八幡市	
土地利用区分				公開・活用	公開・活用・宗教活動・居住	非公開	公開・活用	非公開・宗教活動	非公開	非公開・宗教活動	農業・居住	農業・宗教活動・居住	公開・活用・農業	
特別史跡安土城跡環境整備基本構想の地区区分				主郭一帯整備ゾーン(③)	主要城内道周辺一帯整備ゾーン(①)	主要城内道周辺一帯整備ゾーン(①)	主要城内道周辺一帯整備ゾーン(①)	主要城内道周辺一帯整備ゾーン(①)	周辺郭群集計修覆整備ゾーン(④)	北部樹林地保全ゾーン(⑥)	周縁住宅・農地景観形成ゾーン(⑦)	周縁住宅・農地景観形成ゾーン(⑦)	南部平坦地整備ゾーン(⑤)	
調査・整備の実施状況				学術発掘・環境整備	学術発掘・環境整備	学術発掘・未整備	学術発掘・環境整備	未調査・未整備	未調査・未整備	未調査・未整備	緊急発掘・未整備	緊急発掘・未整備	学術発掘・緊急発掘・未整備	

特別史跡安土城跡の構成要素とその保存管理

構成要素とその種別	保存管理の方針	保存管理の方法	遺構集中地区							遺構分散地区	旧内湖隣接地区		内堀・城下町・下街道接点地区	
			主郭地区	大手道周辺地区	搦手道周辺地区	百々橋口道周辺地区	東門口道周辺地区	七曲道周辺地区	きぬがさ城東自治区		北原自治区			
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	樹林	除伐等の適切な維持管理を行なう	樹林											
	安土城築城以前の遺跡	現状維持を原則とする								連池上古墳群	安土山中世墳墓群・九品寺遺跡	安土山古墳群・竜ヶ崎B遺跡	竜ヶ崎A遺跡	城東A遺跡・城東B遺跡・獅子鼻A遺跡・獅子鼻B遺跡
	その後の安土山の歴史に関わるもの	継承する	「護国駄都塔」石碑	お化け灯笼	多重石塔									
	保存管理または公開活用を目的とした文化財保存活用施設等	適切な管理を行なう	遺構説明版・石標	遺構説明版・石標	遺構説明版・石標						安土匠の里	ガイダンス施設・遺構説明版		
	宗教施設	歴史的景観に配慮した保存・管理を行なう	・既存施設の更新に際しては原則として現在の規模を超えないものとする ・現況の宗教施設がある場所以外に、新たな宗教施設を設けることは禁止する ・建築物工作物の新築ならびに新設に際しては、遺構の保存を第一とし景観への影響がないことを前提にその可否を判断する			会勝寺・石部神社	松源院弘法堂・四国八十八ヶ所観音霊場石碑			出雲神社		中之湖神社		
	その他	・景観に配慮するよう所有者ならびに関係機関の協力を得る ・県道2号線はバイパス開通により環境整備を行う	・農地については農振法に基づいて適正に保存管理を行う ・既存施設の更新に際しては原則として現在の規模を超えないものとする ・建築物工作物の新築ならびに新設に際しては、遺構の保存を第一とし景観への影響がないことを前提にその可否を判断する								農地及び農舎等の関連施設・工作物 住居及び関連施設・工作物 道路・道路柵 擁壁・水路・電柱 啓発看板等	農地・道路・道路柵・擁壁・水路・電柱・啓発看板等		
土地所有区分			民有地							民有地・滋賀県・東近江市	民有地・近江八幡市	民有地・滋賀県・近江八幡市		
土地利用区分			公開・活用	公開・活用・宗教活動・居住	非公開	公開・活用	非公開・宗教活動	非公開	非公開・宗教活動	農業・居住	農業・宗教活動・居住	公開・活用・農業		
特別史跡安土城跡環境整備基本構想の地区区分			主郭一帯整備ゾーン(③)	主要城内道周辺一帯整備ゾーン(①)	主要城内道周辺一帯整備ゾーン(①)	主要城内道周辺一帯整備ゾーン(①)	主要城内道周辺一帯整備ゾーン(①)	周辺郭群集計修覆整備ゾーン(④)	北部樹林地保全ゾーン(⑥)	周縁住宅・農地景観形成ゾーン(⑦)	周縁住宅・農地景観形成ゾーン(⑦)	南部平坦地整備ゾーン(⑤)		
調査・整備の実施状況			学術発掘・環境整備	学術発掘・環境整備	学術発掘・未整備	学術発掘・環境整備	未調査・未整備	未調査・未整備	未調査・未整備	緊急発掘・未整備	緊急発掘・未整備	学術発掘・緊急発掘・未整備		

特別史跡安土城跡の地区別現状変更の取扱基準

現状変更取扱いの原則		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として発掘調査等学術調査、特別史跡の保存管理および整備活用に関する行為以外は認めない ・特別史跡内居住者の生活に関連する既存施設の改修・更新、地震・土砂災害等に対する安全対策等の行為、生産基盤となっている農地等に伴う関連施設の整備・改修については、特別史跡の価値を損なわない範囲で認める ・寺社が行なう宗教行為については特別史跡の価値を損なわない範囲で認める 								
地区		遺構集中地区					遺構分散地区	旧内湖隣接地区		内堀・城下町・下街道接点地区
		主郭地区	大手道周辺地区	搦手道周辺地区	百々橋口道周辺地区	東門口道周辺地区		七曲道周辺地区	きぬがさ城東自治区	
現状変更等許可申請対象行為	ア 発掘調査等学術調査のために必要な行為 イ 特別史跡の保存・管理及び整備・活用上必要な行為	以下の行為については、特別史跡指定地となされる必然性がある行為であり、かつ特別史跡を構成する地下遺構等本質的価値の保存を前提として、必要最小限の規模に留めるとともに、歴史的景観に配慮したものについては認める ・発掘調査等学術調査のために必要な行為 ・文化財の保存施設(郭名石標・解説板等)や防災施設(放水銃・貯水槽)の設置、特別史跡の本質的価値を構成する諸要素および廃城後の安土城特有の歴史的価値を構成する諸要素の復旧、その他 保存・管理及び整備・活用上必要な建築物の新築・増築・除却・色彩の変更、工作物の設置・改修・除却・色彩の変更、木竹の伐採・植栽・移植及びこれらに伴う土地の形質の変更(盛土等)								
	オエウ 民有公共地に(寺社の維持土地)必要な行為がその敷地内で行う宗教活動上必要な行為	建築物の新築・増築・改築・除却・色彩の変更	生活上・宗教活動上必要なもの以外は認めない 摠見寺跡での本堂等の再建にあたっては、遺構の保存を前提とし、発掘調査成果や「近江名所図会」「摠見寺境内絵図」などの資料を参考に、特別史跡としての景観に配慮した再建を行うものとする。					宗教活動上必要なもの以外は認めない	公共施設の維持上、または生活上・宗教活動上必要なもの以外は認めない	公共施設の維持上、または生活上必要なもの以外は認めない
		工作物の設置・改修・除却・色彩の変更	生活上・宗教活動上必要なもの以外は認めない					宗教活動上必要なもの以外は認めない	公共施設の維持上、または生活上・宗教活動上必要なもの以外は認めない	公共施設の維持上、または生活上必要なもの以外は認めない
		土地の掘削・盛土・切土・その他土地の形状の変更	安全管理上・生活上・宗教活動上必要なもの以外認めない					安全管理上・宗教活動上必要なもの以外認めない	公共施設の維持上、または安全管理上・生活上・宗教活動上必要なもの以外認めない	公共施設の維持上、または浚渫に伴う必要最小限の堀掘削および生活上必要なもの以外認めない
		木竹の伐採、植栽、移植	安全管理上、生活上、宗教活動上または特別史跡の保存管理上必要なもの以外は認めない					安全管理上、宗教活動上または特別史跡の保存管理上必要なもの以外認めない	安全管理上、生活上、宗教活動上または特別史跡の保存管理上必要なもの以外認めない	安全管理上、または特別史跡の保存管理上必要なもの以外認めない

特別史跡安土城跡の地区別整備方針

地区	遺構集中地区						遺構分散地区	旧内湖隣接地区		内堀・城下町・下街道 接点地区
	主郭地区	大手道周辺地区	搦手道周辺地区	百々橋口道周辺地区	東門口道周辺地区	七曲道周辺地区		きぬがさ城東自治区	北原自治区	
整備の現状	<ul style="list-style-type: none"> 昭和4年～6年にかけて大手口、百々橋口、東門口に「安土城跡」の石碑を設置。史跡の境界杭を設置。伝二の丸跡の石段、石垣を修理。百々橋口から黒金門跡までと百間石垣までの石段を修理。 天主跡、本丸跡の調査を実施し、礎石を露出して展示。 昭和35年～50年にかけて主郭部の石垣修理を実施 平成元年～20年にかけて特別史跡安土城跡調査整備事業を実施。平成3年度に策定した『特別史跡安土城跡環境整備基本構想』に基づき、平成4年度から環境整備工事を実施・整備実施個所 大手道石段(石段麓～黒金門下)・伝羽柴秀吉邸跡・伝前田利家邸跡虎口部分・伝武井夕庵邸跡虎口部分 						環境整備は実施していない。	環境整備は実施していない		大手口周辺・大手口～百々橋口にかけての南面山裾部の整備工事を実施 平成11年度に大手南面地区の環境整備基本計画を策定
整備の課題	<ul style="list-style-type: none"> 特別史跡安土城跡調査整備事業によって大手から主郭にいたる主要路沿いの整備を実施したが、経年変化で整備済みの石段が劣化 摠見寺跡の石垣のハラミや石段の崩れがみられ、将来的に崩壊の恐れがある。 巨大な枯損木が見られ、台風等の大雨、強風で倒壊することにより遺構を損傷する危険がある。 						巨大な枯損木の倒壊による遺構損傷の危険	「あづち匠の里」にある旧八日市飛行場管制室の部材を再利用して造ったモラロジー講堂の取扱いが課題		西側部分については未公有化。全体を整備するためには公有化が不可欠。
整備の基本方針	1. 大前提としての遺構の保存						○整備の大前提としての遺構の保存 ○遺構の保存状況や整備手法を検討するための必要に応じた発掘調査等各種調査の実施 ○石垣解体修理の際の必要な発掘調査の実施			
	2. 遺構の保存をより確実にするための整備						○石垣等の遺構の破損個所の修復や崩落危険個所の修理 ○石段・礎石といった遺構と一体となった土地の崩落・流出個所等の修復、防災措置 ○石垣に悪影響を及ぼす可能性のある樹木の伐採			
	3. 樹木の適正管理による城郭遺構の顕在化						○郭内および登城道周辺樹木の伐採による郭の地形・登城道の顕在化、城の内外からの視認性の向上 ○石垣や石塁等重要遺構上の樹木の間伐、伐採等による遺構の顕在化			
整備の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 石垣の定期的な清掃と必要に応じた補修・復旧等を行い、現況を維持するとともに、城内外からの視認性の向上による郭の顕在化を図る。 大手道は特別史跡安土城跡の玄関口にあたり、城外、特にJR・県道2号線からも良好な視対象となることから、城内外の視認性の向上による郭や大手石段道の顕在化を図る。 搦手道は特別史跡安土城跡の東近江市側からの唯一の入山路であり、JR・県道2号線からも良好な視対象であることから将来的に整備をする方向で、土地所有者摠見寺と調整を図る。 						薬師平等の遺構は現状維持とする。出雲神社は、境内地ならびに参拝路の整備等維持管理に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な整備は行わない。 「あづち匠の里」にある旧八日市飛行場管制室の部材を再利用して造ったモラロジー講堂については現状維持とするが、その価値をより高く活用できる場所があれば、移転する。 		『特別史跡安土城跡環境整備基本構想』の計画に沿って、景観整備を行う。 ・整備にあたっては事前の調査を実施し、遺構の状況を確認する。 ・県道2号線バイパス道路安土工区については史跡にメリットがある整備を行う。 ・史跡指定地外である外堀周辺については、追加指定に向けて地権者の同意を得ていくほか、公有化も視野に入れるものとする。
『特別史跡安土城跡環境整備基本構想』での地区区分	主郭一帯整備ゾーン(③)	主要城内道周辺一帯整備ゾーン(①)	主要城内道周辺一帯整備ゾーン(①)	主要城内道周辺一帯整備ゾーン(①)	主要城内道周辺一帯整備ゾーン(①)	周辺郭群集計修復整備ゾーン(④)	北部樹林地保全ゾーン(⑥)	周縁住宅・農地景観形成ゾーン(⑦)	周縁住宅・農地景観形成ゾーン(⑦)	南部平坦地整備ゾーン(⑤)



安土山周辺（2011年撮影 国土地理院）



安土山周辺地形図 (平成26年)

大中の湖

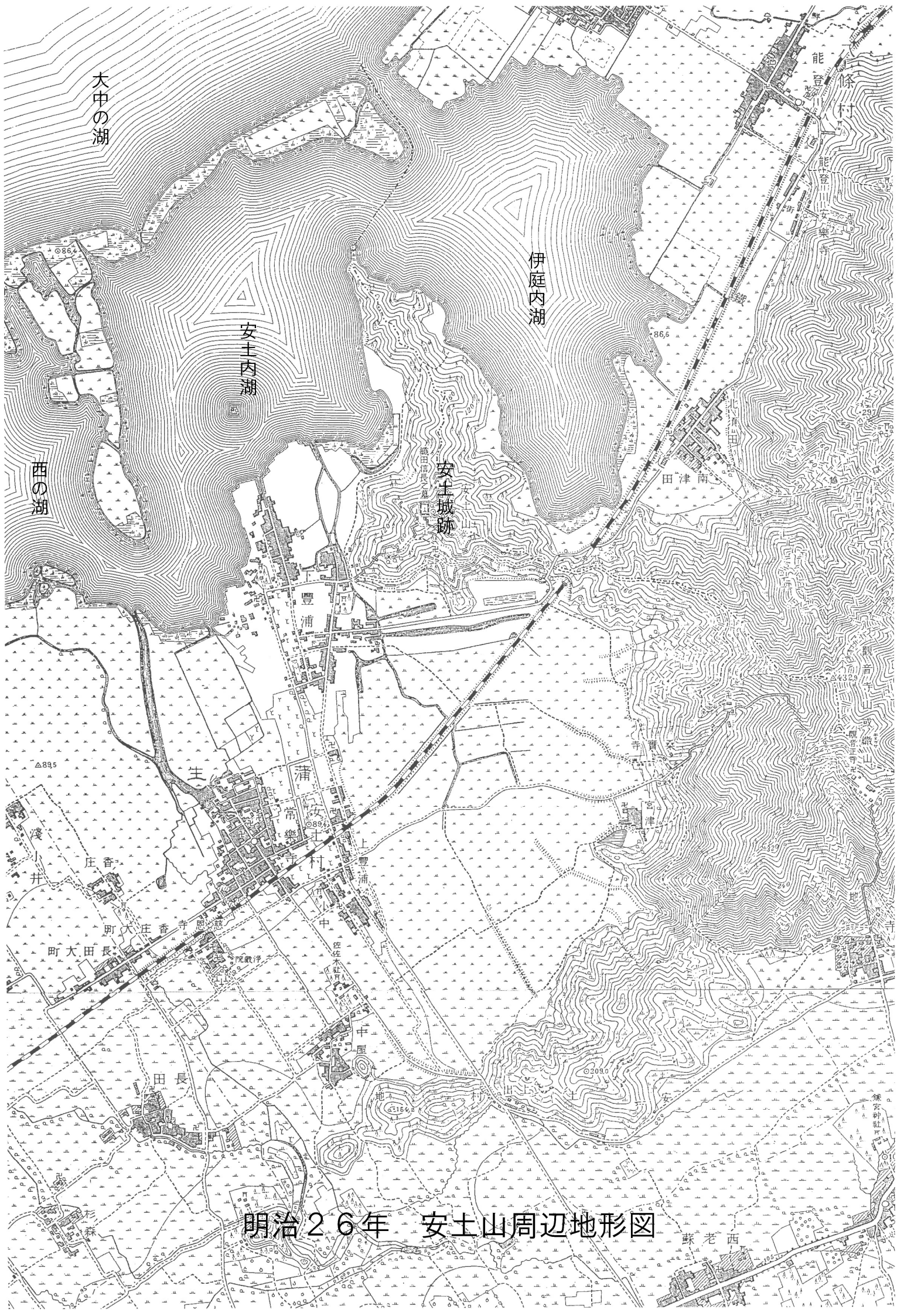
西の湖

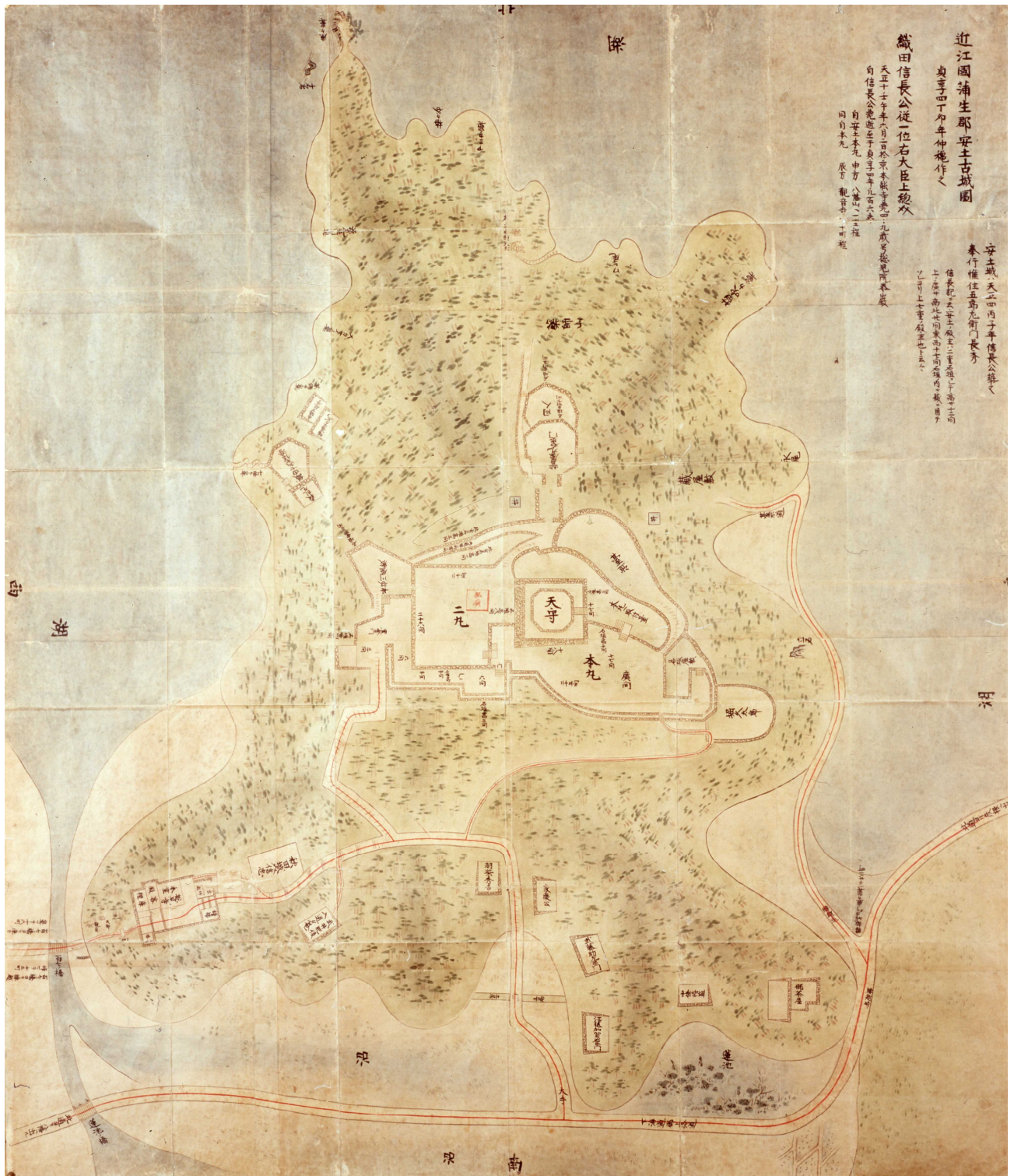
安土内湖

伊庭内湖

安土城跡

明治26年 安土山周辺地形図





近江国蒲生郡安土古城図（貞享4年(1687) 滋賀惣見寺蔵）

特別史跡安土城跡保存管理計画書

平成28年3月31日発行

編集・発行：滋賀県教育委員会事務局文化財保護課

〒521-1311

滋賀県近江八幡市安土町下豊浦6678

TEL 0748-46-6144

FAX 0748-46-6145

Mail ma16@pref.shiga.lg.jp